建設リサイクル法に関する特記仕様書

１．本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、建設工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

工　　程	作　業　内　容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他（杭頭処理）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

※当てはまる□に「レ」印を記入。

（２）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	コンクリート	ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	木　材
施設の名称	出雲土建（株）		
所　在　地	出雲市芦渡		
受 入 時 間			
仮 置 き 等			
受 入 条 件	最大粒径　　cm程度		
備　　考			

注１）上記（２）については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注２）土木工事に伴い発生する伐採木、伐根材や草は建設資材ではないため、特定建設資材廃棄物には該当しない。

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

再資源化等報告書

平成　　年　　月　　日

（発注者）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－　　
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１８条第１項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

１．工事の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工事の場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．再資源化等が完了した年月日　　平成　　年　　月　　日

４．再資源化等をした施設の名称及び所在地
（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

５．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用　＿＿＿＿＿＿＿＿万円